

## 国際環境の変化に対応した食品安全行政の構築を目指して

道野英司<sup>†</sup>（農林水産省大臣官房審議官・併 食料産業局、厚生労働省医薬・生活衛生局）



### 1 はじめに

中国湖北省で昨年12月に発生したとされる新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症は、中国国内から日本を含む世界に伝播し、3月11日にはパンデミック状態であることを宣言し、国内でほとんどの都道府県で感染者が報告されている。患者の増加を可能な限り抑制し、流行の規模を抑えることが課題となっている。国、都道府県などの公衆衛生獣医師におかれては、動物由来感染症対策のみならず、感染症対策全般の実務担当者として行政対応や検査に携わっておられる方も多く、関係者の皆さまの御努力に敬意を表したい。

さて、国内の高齢化、労働人口の減少やライフスタイルの変化、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定など新たな国際環境の到来、さらには国産の農林水産物・食品の輸出など食品流通のグローバル化などを踏まえて、政府の食品安全行政においても一昨年の食品衛生法等の改正、昨年の輸出促進法の制定など、こうした社会経済の動きへの対応を進めており、本稿でその概要について述べたい。

### 2 食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の改正

食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律は、食品の安全性を確保し、国民の健康の保護を図ることを目的とした食品等事業者規制を中心とした制度であり、一昨年6月に公布された改正法は前回の改正から15年ぶりの法改正となった。

高齢化や女性の社会進出、世帯構成人員の減少などによる食生活のいわゆる中食へシフト、EPAや貿易協定の締結など国際環境の進展、さらには国内産業の現状を踏まえた危機管理、規制見直しの要請などを踏まえ、広域食中毒事案への対策強化、HACCPに沿った衛生管理

の制度化、国際統合的な食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の整備、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度の創設など改正内容は多岐にわたっており、来年6月まで順次施行する。

#### (1) 広域食中毒事案への対策の強化

食品の流通システムの高度化により都道府県をまたいで発生する広域食中毒が増加していることから、発生時の国と関係自治体間の連携・協力を義務化し、「広域連携協議会」を設置する。昨年4月1日の施行とともに、全国7ブロックに国と地方自治体を構成員とする広域連絡協議会を設置し、情報共有、連携体制を整備した。広域食中毒対策については、制度整備のほか、遺伝子検査法のMLVA法への統一、感染症法と食品衛生法の患者情報の共通管理など早期の原因究明を可能とするよう改善した。本制度は地方分権の中で新たな国、地方自治体間の連携スタイルの一つを提示したのもでもある。

#### (2) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化

食品の衛生管理基準については、従来、食品の種類や施設規模等にかかわらず一律の衛生管理基準の遵守を求めていたが、国際基準であるHACCPに沿って、個々の事業者が自ら衛生管理計画を作成して記録する、すなわち、衛生管理を「見える化」して取り組むこととした。衛生管理計画は、事業者が選任した食品衛生責任者の下、HACCPの7原則に基づいて「最適化」した衛生管理計画を策定し、HACCPに基づく衛生管理を実行する。また、食品取扱者が50人未満の小規模の製造加工業や、調理業、保管業、販売業などにあっては、容易にHACCPに取り組むことができるように業界団体が策定し、厚生労働省が確認した手引書による対応を可能とした。現在までに70以上の業種を対象とした小規模事業者を対象とした手引書が厚生労働省の確認手続きを経て策定されている。

<sup>†</sup> 連絡責任者：道野英司（農林水産省大臣官房）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎ 03-3502-8111 FAX 03-3502-5927

E-mail : hideshow\_michino390@maff.go.jp

### (3) 営業規制の見直し

昭和47年以来となる営業許可制度の見直しでは、現在の食中毒などのリスクや食品産業の現状を考慮して、許可対象業種の改廃、統合などを行うとともに、以前から課題とされていた都道府県によって異なる施設設備の基準について、国が参酌基準を示した。加えて、営業届出制度の創設では、全ての食品等事業者を対象としたHACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可業種以外の食品等事業者も保健所に届出を行うこととした。さらに、これらの手続きを電子化するため、厚生労働省でシステム開発を行っている。

### (4) 食品リコール情報の報告制度の創設

食品事業者が安全性を理由に食品の自主回収を行う場合には、地方自治体への報告を義務づけ、報告された情報をウェブ上で公開し、消費者や流通業者など国民に情報提供を行う。本制度に関連して、食品表示法も改正され、安全表示の不備により回収される食品も報告の対象となる。

### (5) 改正法の施行に向けて

HACCPに沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度の創設については、令和3年6月までに施行するため、昨年末までに政令及び省令を公布した。現在、都道府県等で改正法、政省令を踏まえて条例改正が行われている。前2回の食品衛生法等の改正は増加する輸入食品への施策が中心の制度改正であったが、今回の改正は約50年ぶりの国内制度の本格的な見直しとなる。このため、都道府県等における体制整備が重要となるとともに、事業者への周知、定着には単に施行前ばかりではなく、施行後も粘り強く取り組んでいただくことを切に願いたい。

## 3 農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律の制定

### (1) 輸出促進の現状と課題

国内の人口減少に伴い、農産物や食品の国内マーケットは今後縮小していく一方、海外ではアジア、アフリカを中心とした人口の増加や経済発展により、マーケットの大幅な拡大が見込まれている。このため、国際競争力をもつ農林水産物・食品の輸出を増加させ、農林水産業や食品産業の発展、地方経済の活性化の推進を目指して、政府では農林水産物・食品の輸出を成長戦略の一つに位置づけている。実際、2013年に5,505億円だった輸出額は2019年には目標の1兆円に到達しなかったものの、9,121億円となり、7年連続で過去最高を更新した。

こうした輸出が増加する一方で、輸出先国においても

日本と同様、家畜の伝染病や農作物の病害虫のほか、施設設備や衛生管理、放射性物質、食品添加物、残留農薬などの安全規制があるため、日本で流通する食肉、魚介類、果物などの生鮮食品、菓子などの加工食品、食品以外では錦鯉や庭木に至るまで輸入が認められない場合が多々生じている。こうした輸出先国の規制への対応は、国内の担当省庁や地方自治体がそれぞれ対応してきたが、連携が不十分なため、対応が遅れるなど輸出の障壁となるケースが多数指摘されてきた。

### (2) 新法の制定

政府では、このような「障壁」を除くため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する閣僚会議」（議長・内閣官房長官）での検討を経て、昨年10月臨時国会に「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案」を提出、国会審議を経て、11月に公布された。この法律は本年4月に施行され、輸出促進の司令塔組織として、農林水産大臣を本部長とした、厚生労働大臣、財務大臣などから構成される農林水産物・食品輸出本部を農林水産省に創設し、輸出促進のための基本方針、個別の課題の実行計画を定め、さらに、輸出証明書の発行、施設認定等の輸出に必要な手続、輸出事業計画の認定による輸出事業者支援制度などを整備する。加えて、放射性物質や食品衛生、動植物検疫に関する輸入規制の緩和撤廃をはじめとした食品安全規制などに関する輸出先国との協議の加速化を図る。

また、農林水産省において令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算で輸出本部の下で政府間協議の一体化、煩雑な輸出手続を、輸出証明書の申請・交付をワンストップ化するシステム構築、輸出に関する相談窓口の一元化を行い、国や地方自治体が行う証明書発給・検査業務の体制整備、民間検査機関を活用した検査、二枚貝の海域の衛生管理、畜水産物の残留物質モニタリング検査の支援を行う。さらに、輸出先国の規制に対応した施設整備を進めるため、食肉、水産物に加え、他の食品施設についてもHACCPに対応した施設の改修や機器の整備、コールドチェーン対応卸売市場の整備、共同利用施設・養殖場の一体的整備などを支援する。引き続き、日本の農林水産物・食品の魅力の世界への発信、海外の販路開拓、海外の規制・需要に応じたグローバル産地づくり、輸出のための生産基盤強化を進める。

### (3) 今後の課題

現在、政府・与党で来年度からの食料・農業・農村基本計画が検討されている。国内農業については農業者の減少や新たな国際環境の下で、農業経営の底上げにつながる生産基盤の強化を図り、農林水産物・食品の新たな輸出目標を2025年2兆円、2030年5兆円とする方向

で議論されている。和牛肉，果物，日本酒，養殖魚など海外の市場をさらに拡大することが見込まれる品目も多いが，達成には肉牛の増頭，生産性の向上などの生産基

盤強化，海外の需要に応じた養殖水産物の増産など成長産業化，さらには農業全体としては輸出の増のほか，加工食品の輸出をさらに伸ばすことが必須となる。